

# 公示運賃が変わりました

貸切バス事業においては、近年ドライバーの人手不足が深刻化しています。現状の社会経済情勢に見合った 運賃・料金を収受できるようにすることで、貸切バス事業者によるドライバーの待遇改善や安全投資への取り組 みを一層促進するため、今般、国土交通省は公示運賃の見直しを行いました。

貸切バス事業者にとって重要なパートナーである旅行業者の皆様、利用者のお客様にご理解いただくとともに、適正な運賃取引をお願いいたします。

適正な運賃で安全・安心な貸切バスを利用しましょう!

# 新たな公示運賃

施行・・令和7年9月26日

- 1 貸切バス事業者が国に届け出る運賃の基準額(公示運賃額)が変わりました
- 各運輸局別の公示運賃額(新基準額)

距離:1km あたり単価 ( 円 ) 時間:1 時間あたり単価 ( 円 )

|    |         | 北海道   | 東北    | 関東    | 北陸信越  | 中部    | 近畿    | 中国    | 四国    | 九州    | 沖縄    |
|----|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 距離 | 大型車     | 150   | 180   | 170   | 160   | 150   | 170   | 200   | 150   | 150   | 210   |
|    | 中型車     | 130   | 160   | 150   | 140   | 130   | 140   | 170   | 130   | 130   | 180   |
|    | 小型車     | 110   | 140   | 130   | 120   | 110   | 120   | 150   | 110   | 120   | 160   |
|    | コミューター車 | 100   | 120   | 120   | 110   | 100   | 110   | 130   | 100   | 100   | 140   |
| 時間 | 大型車     | 6,080 | 7,130 | 7,190 | 7,030 | 7,430 | 8,040 | 6,890 | 6,940 | 6,920 | 5,710 |
|    | 中型車     | 5,130 | 6,020 | 6,070 | 5,930 | 6,270 | 6,790 | 5,820 | 5,860 | 5,840 | 4,820 |
|    | 小型車     | 4,500 | 5,270 | 5,320 | 5,190 | 5,490 | 5,950 | 5,090 | 5,130 | 5,110 | 4,220 |
|    | コミューター車 | 4,010 | 4,700 | 4,740 | 4,630 | 4,900 | 5,300 | 4,540 | 4,570 | 4,560 | 3,760 |

※車種区分の定義

大型車:車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50人以上中型車:大型車、小型車、コミューター車以外のもの

**小型車:**車両の長さ6メートル以上8メートル以下で、かつ旅客席数33人以下 コミューター車:車両の長さ6メートル未満で、かつ旅客席数14人以下







**Q1** 

なぜ、国は貸切バスの運賃改定を行ったのか。



国においては、物価の変動等、実態に合った運賃となるよう、2年に1度の頻度で公示運賃の見直しを行うことになりました。また、バス業界ではドライバーの確保が喫緊の課題となっています。運賃を改定し、ドライバーの待遇改善を図ってまいります。



新制度に移行する経過措置期間はあるか。また、経過措置期間に旧運賃で契約できるのはどれくらい先の運行までか。



貸切バス事業者が新運賃に移行する前に旧運賃で合意した運送については、旧運賃を適用することが可能です。

ただし、今回の運賃の見直し趣旨を踏まえると新運賃を適用することが望ましいので、長期の契約については、新運賃の適用をご検討いただきますようお願いします。

Q3

修学旅行等の学校行事は1年前くらいには決定することが多い。既に旅行会社が旧運賃で見積もりをしている学校行事の取扱いはどうなるのか。



令和9年3月31日までに学校行事として行われる修学旅行等の宿泊を伴う旅行については、バス会社が新たな運賃を実施する日の前日までに、学校側と旅行業者との間で旅行を催行する旨の合意がなされていれば、貸切バス事業者と旅行業者との間で契約を締結する際に、貸切バス事業者が当該旅行にかかる運送について旧運賃を適用することを了承した場合には、旧運賃での運送が可能です。

# 貸切バス事業者安全性 評価認定制度について

# 「SAFETY BUS (セーフティバス)」マーク

「SAFETY BUS」マークは、「貸切バス事業者安全性評価認定制度」で認定された、法令を遵守し、 安全教育や健康管理、車両点検整備等の取り組みを高い水準で実施している優良な貸切バス事業者の証です。 新規は一ツ星からスタートし、更新毎に 1 ランクアップします。五ツ星までの 5 段階の制度となっています。

※有効期限は原則2年間の更新制



## 審查内容

法令遵守事項と安全確保への取組状況を書類審査と訪問審査で確認し、評価・認定しています

| 評価項目               | 内 容  |  |  |  |  |  |
|--------------------|--|--|--|--|--|--|
| 安全性に対する<br>取組状況    | <ul> <li>アルコールチェッカーを使用して厳正な点呼を行っているか</li> <li>デジタル式運行記録計を活用しているか</li> <li>ドライブレコーダーを導入して教育・指導を行っているか</li> <li>睡眠時無呼吸症候群(SAS)や脳検診等を実施しているか 等</li> </ul> |  |  |  |  |  |
| 事故及び<br>行政処分の状況    | <ul><li>過去2年間に有責の死亡事故が発生していないか</li><li>過去1年間に有責の重傷事故が発生していないか</li><li>過去2年間行政処分による累積点数を減点 等</li></ul>  |  |  |  |  |  |
| 運輸安全マネジメント<br>取組状況 | <ul><li>輸送の安全確保の責任体制を構築しているか</li><li>安全方針の策定と全従業員への周知徹底をしているか</li><li>安全に対する会社を挙げての取組をしているか</li><li>自動車事故対策機構等の運輸安全マネジメント認定セミナーを活用しているか 等</li></ul>    |  |  |  |  |  |



公益社団法人 最新の認定事業者の概要は、 日本バス協会 https://www.bus.or.jp/safety/nintei.html

#### 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法

# 第1. 車種区分

大型車、中型車、小型車、コミューター車の4区分とし、区分の基準は次のとおりと する。

大型車・・・・・・車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50人以上

中型車・・・・・・大型車、小型車、コミューター車以外のもの

小型車・・・・・・・車両の長さ6メートル以上8メートル以下で、かつ旅客席数33人

以下

コミューター車・車両の長さ6メートル未満で、かつ旅客席数14人以下

#### 第2. 運賃

1. 運賃の種類

運賃の種類は、時間・キロ併用制運賃とする。

2. 運賃の計算方法

運賃は、以下の計算方法により計算した額を合算する。

#### (1) 時間制運賃

① 出庫前及び帰庫後の点呼・点検時間(以下「点呼点検時間」という。)として、 1時間ずつ合計2時間と、走行時間(出庫から帰庫までの拘束時間をいい、回送時間を含む。以下同じ。)を合算した時間に1時間あたりの運賃額を乗じた額とする。

ただし、走行時間が3時間未満の場合は、走行時間を3時間として計算した額とする。

- ② 2日以上にわたる運送で宿泊を伴う場合、宿泊場所到着後及び宿泊場所出発前 の1時間ずつを点呼点検時間とする。
- ③ フェリーボートを利用した場合の航送にかかる時間(乗船してから下船するまでの時間)は8時間を上限として計算することとする。

#### (2) キロ制運賃

走行距離(出庫から帰庫までの距離をいい、回送距離を含む。以下同じ。)に1 キロあたりの運賃額を乗じた額とする。

#### (3) 運賃計算の基本

- ① 運賃は、車種別に計算した金額の下限額以上とする。
- ② 運賃は、営業所の所在する出発地の運賃を基礎として計算するものとする。

#### 3. 運賃の割引

- (1) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の適用を受ける者の団体に 対する割引については、届け出た運賃の下限額を下回らない額を限度とする。
- (2) 学校教育法による学校(大学及び高等専門学校を除く)に通学又は通園する者の 団体に対する割引については、届け出た運賃の下限額を下回らない額を限度とする。
- (3) 2以上の割引条件に該当する場合はいずれか高い割引を適用し、重複して運賃の割引をしない。

#### 第3. 料金

1. 料金の種類

運送に伴う料金の種類は、深夜早朝運行料金、特殊車両割増料金及び交替運転者配 置料金とする。

## 2. 料金の適用

(1) 深夜早朝運行料金

22時以降翌朝5時までの間に点呼点検時間、走行時間(回送時間を含む)が含まれた場合、含まれた時間に係る1時間あたりの運賃及び交替運転者配置料金の1時間あたり料金については、2割の割増を適用する。

#### (2)特殊車両割増料金

次の条件を有する車両については、設備や購入価格等を勘案した割増率を適用することができる。

- ① 標準的な装備を超える特殊な設備を有する車両。
- ② 当該車両購入価格を座席定員で除した単価が、標準的な車両購入価格を標準的な座席定員で除した単価より70%以上高額である車両。

#### (3)交替運転者配置料金

法令により交替運転者の配置が義務付けられる場合、その他、交替運転者の配置 について運送申込者と合意した場合には、届け出た交代運転者配置料金の下限額以 上で計算した額を適用する。

なお、交代運転者が交代地点まで車両に同乗しない場合であっても、同乗したも

のとして料金を適用するものとする。

## 第4. 端数処理

- (1) 走行距離の端数については、10キロ未満は10キロに切り上げる。
- (2) 走行時間の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げる。

# 第5. 旅客より収受すべき運賃・料金及び運賃・料金の表示方法

- (1) 運賃の計算方法により算出される運賃と料金を併算した額に消費税法等に基づく 税率を乗じ、1円単位に四捨五入した消費税額及び地方消費税額の合計額に相当す る額を含めた運賃・料金の総額を収受する。
- (2) 対外的に示す運賃・料金はそれぞれ消費税額及び地方消費税額を含んだ額を表示する。

# 第6. 実費負担

ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員宿泊料その他旅客の求めにより運送以外の経費が発生した場合には、その実費を旅客の負担とする。